

空き家等の適正管理に関する条例

質問

空き家対策について相談する窓口として、建物の老朽化は建設課や都市計画課、草が伸び放題や不法投棄は環境課、枯れ草の場合は、防火上の観点からは消防本部、また防犯上の観点なら警察というように相談窓口が異なり、市民からの空き家に対する相談を、市はどのように対応しているか。

総務部長

空き家に対する相談は、空き家の管理の方法とか、将来的な取り扱いについて相談が

ある。その対応は建築基準法の適正管理、道路管理者による改善指導、生活環境の保全に関する指導、消防法もあり、現時点でそれぞれの課で対応している。

質問

「空き家等の適正管理に関する条例」を我が市でも早急にしなければならぬが、条例の考えはないか。

総務部長

個人財産への関与の問題があり、現時点で条例を制定する考えには至っていない。

質問

空き家を放置した状態の写真を配布したが、市の対応は、

市長

一言でいえば、ひどい状態である。所有権の問題など、大変難しい問題である。全国的にも問題がふえており、すでに120以上の県・市町村で関連の条例も制定されている。市としても、県の指導をいただきながら検討を始めてい

かなければならぬと考えている。

企業誘致の報奨金制度導入を

質問

市は現在、企業誘致活動をどのように行っているか。

経済建設部長

企業誘致を進めるために、都市計画マスタープランにある市内2カ所で誘致を考えている。県のサポート制度の活用により問題点の整理を行い、関係機関への調整を行ってきた。

質問

市が誕生して企業誘致が今までできなかった、その問題点は。

経済建設部長

日本の経済情勢と土地などに係る規制が大きな問題で、市の約95%が市街化調整区域のため、規制が大変厳しいことなどから企業誘致の準備が困難であった。

質問

報奨制度をやっている自治体もあるが、当市も企業誘致の報奨制度を考えられないか。

経済建設部長

県の関係機関へ職員の派遣などもしており、相談をしながら企業誘致を進める。報奨制度を設ける考えは現段階ではない。

その他の質問

軽四救急車導入の検討は



山岡 幹雄 議員



▲空き家の現状